

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	7 件

京都国民年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から46年9月まで

私は、会社を退職後の昭和44年9月ごろにA県B市役所で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は町内会の組長の集金により納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、44年9月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立人及びその元妻の旧台帳から転記された特殊台帳では、当該期間の保険料は、いずれも「4-9未」と記載されているものの、保険料を一緒に納付していたとする申立人の元妻の旧台帳では、当該期間は納付済みであることを示す「納」と記載されていることが確認できることから、当該期間の保険料は納付されていたものとみるのが相当である。

一方、申立期間のうち、昭和44年10月から46年3月までについて、申立人及びその元妻の特殊台帳では未納となっていることが確認でき、このことは、申立人の元妻の旧台帳及びB市の保管する国民年金被保険者名簿からも確認できることから、当該期間の国民年金保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、申立人又はその元妻が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都厚生年金 事案 2015

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格取得日に係る記録を昭和32年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月1日から21年4月21日まで
② 昭和32年5月21日から同年6月1日まで

亡夫は、申立期間①及び②に継続して株式会社Aに勤務していたと記憶があり、特に②については、会社から昭和21年4月21日から62年1月20日まで在籍していたとの証明をもらった。それなのに、32年5月21日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が空白になっている。勤務していれば給料から当然厚生年金保険料を引かれていたはずである。申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aが保管している人事記録及びA健康保険組合が保管している加入記録並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間②について株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

一方、株式会社Aは、申立人に係る同社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同社B工場における被保険者資格取得届を保管しているが、

同書類では、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 32 年 5 月 21 日、資格取得日が同年 6 月 21 日となっていることが確認できる。

しかし、株式会社Aは、同社が保管している申立人に係る人事記録及び健康保険組合の加入記録から、「昭和 32 年 5 月の厚生年金保険料を申立人の給与から控除した可能性は否定できない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録において、株式会社AのC工場から同社B工場への発令日は昭和 32 年 5 月 21 日となっていることから、同社B工場における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記の被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上記被保険者資格取得届には、申立人の資格取得日が昭和 32 年 6 月 21 日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 5 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、株式会社Aが編纂した「A社史」に、「昭和 20 年 9 月 20 日に全従業員から退職願を提出させた。」と記載されており、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人を含む多数の者が、昭和 20 年 10 月 1 日付けで被保険者資格を喪失している。

また、当該事業所が保管している申立人の人事記録では、申立人の入社日は昭和 21 年 4 月 22 日と記載されており、入社前の職歴欄には、昭和 16 年 4 月から 20 年 8 月まで株式会社AのC工場に勤務、同年 8 月から同年 9 月まで現役応召、同年 10 月から 21 年 4 月まで家事商売手伝いと記載されている上、申立人の妻は、「夫は除隊後、実家の商売を手伝い、株式会社Aに再入社した。」と供述していることから、申立人が申立期間①に、同社C工場に勤務していたことは推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和32年2月28日に株式会社Aに入社し、38年5月1日に同社B工場から同社本社工場へ転勤したが、年金記録では本社工場での被保険者資格取得日が同年6月1日になっている。申立期間の年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答及び同社が保管する組織図から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C工場から同社本社工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、株式会社Aの回答及び同社が保管する昭和38年5月1日現在の組織図において、申立人の氏名が同社本社工場に記載されていることが確認できることから、昭和38年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aに係る昭和38年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案 2017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和23年1月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から23年1月28日まで
私は、昭和12年5月から52年4月まで株式会社Aで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間については、厚生年金の加入記録が無いので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び株式会社Aが提出した人事記録から判断すると、申立人は継続して同社に勤務し（同社B本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、オンライン記録によると、昭和19年6月1日から22年12月1日までの期間については、株式会社AのB本社において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、上記人事記録によると、21年8月29日から23年1月23日までの期間については、同社C支店D出張所で勤務していることが確認できる。

このことについて、株式会社Aは、「C支店D出張所への異動辞令が発令されたものの、実際には本社で継続して勤務していたことが考えられる。」との回答をしていることから、同社B本社における資格喪失日を昭和23年

1月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB本社における昭和22年11月の社会保険事務所（当時）の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成15年11月から18年9月までは34万円、同年10月から19年8月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年11月から19年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、平成19年9月から同年11月までにおける標準報酬月額の記録は事後訂正の結果38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）、を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年11月1日から19年12月1日まで

A株式会社に勤務していた平成15年11月から21年8月までの期間についての標準報酬月額が異なっている。平成15年11月から18年9月までの報酬月額は33万2,000円、同年10月から21年8月までの報酬月額は39万円であった。平成19年12月以降の期間は、21年12月にB社会

保険事務所（当時）においてA株式会社から報酬算定基礎届の金額変更を提出し変更済みである。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された、申立人に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の社会保険料控除額により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の報酬額及び保険料控除額から、平成15年11月から18年9月までは34万円、同年10月から19年8月までは38万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保管している厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載から、過失により22万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年9月から同年11月までについて、上記「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人は、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保管している厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載から、過失により22万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した平成21年12月21日に訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について

納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在はB株式会社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで
A株式会社での厚生年金保険について、途中で退職した事実はなく、継続して申立期間においても勤務し、事業主から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社発行の在籍期間証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間もA株式会社に継続して勤務し（同社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該事業所は、「申立人のD本社からC工場への転勤は昭和47年12月1日付けである。」と回答していることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和47年10月の社会保険事務所(当時)の記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、資格喪失日に係る届出誤りを認めていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

京都国民年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年7月までの期間及び同年8月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和55年4月から平成9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年8月から45年7月まで
② 昭和45年8月から49年3月まで
③ 昭和55年4月から平成9年3月まで

申立期間①及び②については、昭和44年7月に夫が会社を退職した際、義父から勧められ、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、失業中であったため最初は義父が、その後は夫が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間③については、49年4月から55年3月までの6年間については、免除申請手続きを行ったが、区役所の係員に、次からは自動的に免除手続きをするからと言われ、免除承認通知書が送られてこなくなったので、免除されているものと確信していた。納得できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、昭和44年7月に申立人の夫が会社を退職した際に、国民年金の加入手続きを行い、申立人の義父又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳

記号番号は、昭和 47 年 7 月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国金年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳には、資格取得日として「昭和 45 年 8 月 1 日」と記載されており、これはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人が国民年金に加入した昭和 47 年 7 月時点で、申立期間のうち、45 年 8 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無く、申立期間のうち、同年 4 月から 49 年 3 月までの保険料については、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録の欄には、検認印が無いことから現年度納付されなかったものと考えられる上、申立人の夫も申立期間は未納であることがオンライン記録により確認できる。

加えて、申立期間③について、申立人は、国民年金保険料の免除手続きが行われているはずであると主張しているが、免除の決定は毎年度行われ、承認された場合は「国民年金保険料免除承認通知書」が申請者に送付されることとなるが、申立人は昭和 55 年度以降、同通知書を受け取っていないとしている上、A 市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立期間は免除期間とはされておらず未納とされており、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間については免除されていなかったものとみるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したこと、及び申立期間③が保険料免除承認されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと、及び免除承認されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年2月までの期間、48年3月から同年7月までの期間及び60年2月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年2月まで
② 昭和48年3月から同年7月まで
③ 昭和60年2月から同年7月まで

私は、会社を退職後、国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により昭和36年3月にA県B市で払い出され、同年4月から38年9月までの保険料が納付されていることが当時の被保険者台帳である申立人の特殊台帳により確認でき、申立人の夫については、36年1月のC市D区での同手帳記号番号の払出し後、当該期間の保険料が納付されていることが申立人の夫の特殊台帳により確認できるものの、申立期間①について、申立人の特殊台帳では未納となっている上、申立人の夫の特殊台帳には、38年10月から39年1月に「時効消滅」の記載が有り、未納であることが確認できる。

また、申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②当時はE市に居住していたとしており、申立期間③当時はF市G区に居住していたこと

が戸籍の附票から確認できるが、申立人の特殊台帳には、「不在」の押印が確認でき、C市D区以降の住所地が記載されていないことから、国民年金に係る住所変更手続が行われなかったものと考えられ、オンライン記録により、平成11年8月21日に同区からG区への住所変更手続が行われたことが確認できることから、この時点まで申立人は国民年金被保険者として所在が確認できず、当該申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②は、E市が保管している国民年金被保険者名簿において、「登載なし」とされ、申立期間③は、F市が保管している国民年金収滞納リストにおいて「登載なし」とされており、両市では、申立期間において申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられる。

加えて、申立人又はその夫が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

父親が、昭和36年4月ごろに、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間について、父母及び私の3人分の国民年金保険料を納付していた。私の納付記録が無いことには納得出来ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間について、3人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月に申立人の妹と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い上、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妹も申立期間は未納である。

なお、申立人の母親の国民年金手帳記号番号は、申立人と同時期である昭和41年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、36年4月から国民年金保険料が納付されているものの、この納付

は、46年10月5日から47年6月5日にかけて第1回目の特例納付により納付されていることが確認できる上、申立人の父親の国民年金は、45年2月から納付の5年年金であることが確認できる。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1926

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月から18年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月から18年2月まで
申立期間について、国民年金に高齢任意加入し、国民年金保険料を口座振替により納付した。申立期間の納付記録が無いことには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に高齢任意加入し、申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、高齢任意加入の手続きを行い、改めて被保険者資格を取得することが必要であるが、申立人に係る高齢任意加入申出書は見当たらない上、A市が保管する電算記録により申立期間は「収納記録なし」とされており、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1927(事案 1469 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、昭和36年4月に任意加入して以来、国民年金保険料をすべて納付してきたので再申立てする。

なお、平成21年12月2日付けA社会保険事務所(当時)次長名の「同姓同名による参考資料について、第三者委員会から要請されれば提供する。」旨の文書を添付するので、併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについて、i) B県C区が保管している「年度別納付状況リスト」では、申立人は、昭和57年4月17日に任意の被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) 申立人が所持している昭和47年4月1日発行の国民年金手帳の被保険者資格喪失欄にも「昭和57年4月17日 C区」と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和36年4月に任意加入して以来、国民年金保険料をすべて納付していたとし、同姓同名による参考資料を第三者委員会から要請されれば提供する旨が記された社会保険事務所次長名の文書を添付して、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人から提出された文書に基づき、日本年金機構Dブ

ロック本部E事務センター長あて照会したところ、同姓同名による参考資料は「氏名、F 生年月日、昭和9年*月*日 被保険者期間、53年2月24日から同年4月21日まで」とする回答であり、申立期間とは別期間の厚生年金保険被保険者期間であることから、申立期間の国民年金保険料納付を裏付ける関連資料とは認め難い上、再申立内容は、前回の申立内容と同様であることから、再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から60年3月まで

昭和56年4月ごろ、亡くなった父親がA区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、両親、兄及び姉と一緒に同区役所で納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月ごろ、申立人の父親が区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の両親、兄及び姉と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により昭和60年11月に申立人の兄と連番で払い出されていることが確認でき、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、申立人の両親の同手帳記号番号は36年8月に夫婦連番で払い出され、申立人の姉も52年6月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を申立人の両親及び姉と一緒に現年度納付できなかったものと考えられ、申立人と連番で払い出された申立人の兄も申立期間の保険料については未納である。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納

付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1929

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年3月まで

私は、昭和43年11月の結婚と同時に義父が経営する会社に勤務していた。経理を担当していた義兄が、義兄夫婦、義弟及び私たち夫婦の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料について、私だけが未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月の婚姻と同時に申立人の義父が経営する会社に勤務し、経理を担当していた申立人の義兄が、家族皆の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料は過年度保険料となることから、申立期間以前に同手帳記号番号が払い出され、現年度保険料として納付されていることが確認できる申立人の義兄夫婦、義弟及び夫の保険料とは一緒に納付できない上、申立人が国民年金に加入した上記の時点で申立期間の保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

また、申立人の義兄又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者は

おらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1930

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

会社の社宅に住んでいたころ、A県B市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、社宅のCさんたちと一緒に集金人に納付し、納付用紙に領収印を押してもらっていたと記憶している。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人が当時居住していたとするB市において、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、「国民年金手帳記号番号払出簿検索システム」によりA県内すべてについて「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月にF町で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、同町が保管している国民年金被保険者名簿でも任意被保険者資格取得日が同年1月31日であり、納付開始月が同年同月からとなっていることが確認でき、当時の被保険者台帳である特殊台帳の記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から48年1月まで

夫が会社勤務から自営業となった昭和45年9月ごろ、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付書で夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月ごろ、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に納付書により毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月に申立人の夫と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳は47年12月22日に発行されていることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには現年度納付及び過年度納付によることとなるが、当時、A市では現年度納付は印紙検認方式であることが確認されており、上記の国民年金手帳の昭和47年度国民年金印紙検認記録欄には検認印が無いことから現年度納付されなかったものと考えられる上、保険料をさかのぼって過年度納付したとの主張も無く、保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間は未納である。

さらに、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から25年8月20日まで
② 昭和26年7月1日から同年11月15日まで
③ 昭和29年1月13日から同年3月28日まで
④ 昭和30年6月から同年12月まで
⑤ 昭和31年2月1日から同年12月30日まで

私は、昭和24年9月1日から25年8月20日まで株式会社Aに、26年7月1日から同年11月15日までの期間及び29年1月13日から同年3月28日までの期間はB株式会社、30年6月から同年12月までC社に、31年2月1日から同年12月30日までD社に勤務していたのに、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、それぞれの事業所に係る被保険者記録が空白となっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Aの当時の事業主は既に亡くなっており、親族である現在の事業主は、当時の関係資料を保管していないため、当時のことは不明である旨の供述をしており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、株式会社Aは昭和27年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は同僚等の氏名を記憶していないため、申立内容に係る

供述を得ることができない。

申立期間②及び③について、B株式会社の複数の同僚の供述及び申立人が所持している写真により、申立人が期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B株式会社は既に解散している上、当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の役員は、従業員の出入りが激しかった旨を供述しており、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む複数の従業員が当該事業所において、資格の取得及び喪失を繰り返していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人は昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、健康保険の被保険者証を返納したと思われる記録があり、その後同年11月15日に再取得後、29年1月13日に資格を喪失した際にも、健康保険の被保険者証を返納したと思われる記録がある。また、健康保険の整理番号もそれぞれ*番と*番と異なっている上、健康保険整理番号は連続しており、欠番も無く、不自然な点が見当たらないことから、申立期間②及び③において申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

次に、C社に係る申立期間④及びD社に係る申立期間⑤について、両事業所とも商業登記の記録が見当たらない上、オンライン記録においても、適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人は当時の両事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから供述を得られず、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 24 日

私は昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 24 日までの間 A 県 B 市の C 企業共同（協同）組合に職業安定所からの紹介で勤務した。事務職として奥様と二人で、工事見積書の作成や職人の社会保険の手続及び給与計算もしていた。保険料も控除されていたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張する C 企業共同（協同）組合については、法務局において法人登記の記録が見当たらない上、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないが、申立人が記憶している事業主氏名、所在地等から、申立事業所は D 企業組合の可能性があると考えられる。

しかし、D 企業組合は昭和 34 年 8 月 25 日に適用事業所でなくなっており、法人登記簿においても 56 年 10 月 1 日に解散しており、申立期間当時の役員は全員所在不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D 企業組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立期間当時に勤務していた元従業員は、全員が死亡又は所在不明であり申立内容に係る供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間当時、共に勤務していたと主張する元同僚のものと推認されるオンライン記録をみると、申立期間当時には厚生年金保険の加入記録は無い上、当該同僚は既に死亡しているため、申立内容に係

る供述を得ることができない。

加えて、上記被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2022(事案 1551 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 7 月 31 日まで

私は、A株式会社勤務していたところ、昭和 54 年 10 月から 55 年 7 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が従前の標準報酬月額と比較して極端に低くなっているため、記録を訂正してほしいと前回申立てをしたが、時間外労働手当等の要因で申立期間の標準報酬月額が減少したものと決定に関して納得がいかないため、再度調査及び審査をして、オンライン記録を給与額に見合った報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A株式会社は、申立期間に係る給与月額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の事情は不明である旨の回答があったことから、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができないこと、当該事業所人事担当者及び申立期間当時の上司は、標準報酬月額の変動要因として、工場の設計部門は残業が多いが、申立人が昭和 53 年 2 月に異動した Bセンター（ユーザを教育する部門）は残業等が少ないことから、残業手当の額が変動したものであると述べていることにより、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、「関係資料は無いが、昭和 53 年 2 月に異動した B センターにおいても新製品の評価テスト、ユーザ先での立ち上げ、操作指導等のため、残業は恒常的に多かった。」と主張しているが、そのほかに厚生年金保険料の控除に係る新たな資料及び情報は提出されていない。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて調査したところ、複数の元同僚は、「申立人は工場の設計部門という多忙な部署から間接部門に異動していること及び超過勤務が無い海外出張をしたことなどで時間外労働手当の変動が大きな要素と思われる。」と述べているが、それ以外に申立人の標準報酬月額に関する参考となる資料及び情報は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2023（事案 481 及び事案 1219 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月1日から同年9月30日まで
② 昭和49年10月1日から57年2月28日まで

平成21年3月9日付けの申立てについて、同年11月6日付けの年金記録の訂正は必要でないとする第三者委員会の通知があったが、申立期間を昭和49年1月1日から同年9月30日まで及び49年10月1日から57年2月28日までに訂正し、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、次の理由等及び周辺事情から、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

株式会社Aに係る申立期間①については、当時の同僚の供述からは申立人の勤務実態は確認できない上、当該事業所は既に解散し、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認することはできない。

B株式会社に係る申立期間②については、株式会社Cに係る申立人の厚生年金保険及び雇用保険の加入記録が一致していること、B株式会社に勤務していた複数の元同僚に照会しても、申立人とB株式会社との間に正社員としての雇用関係があったことを確認できる供述を得ることはできない。

昭和59年2月13日から同年8月31日までの株式会社Dに係る申立期間③については、当時の当該事業所の元事業主及び事務担当者の供述から当該事業所において社会保険の加入手続を行っていたことが確認できない。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間について、株式会社Aに係る昭和49年1月1日から同年9月30日までの期間（申立期間①）及びB株式会社に係る49年10月1日から57年2月28日までの期間（申立期間②）に変更しているが、その他に厚生年金保険料の控除に係る新たな資料及び情報は提出されていない。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて調査したところ、申立期間①及び②について、株式会社A及びB株式会社の元事業主に改めて照会したが、いずれの事業主からも回答は得られず、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料は確認できないため、申立期間①及び②において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

申立期間①について、申立期間において株式会社Aに勤務した複数の元従業員に新たに照会したが、昭和49年4月から当該事業所に勤務していた元従業員は、「申立人は嘱託として勤務していたと思う。」としており、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険料の控除等について供述を得ることはできない。

申立期間②について、申立期間当時、B株式会社に勤務した元従業員23人に照会したが、そのうちの複数の元従業員が、「申立人は嘱託であった。」と供述している上、そのうちの一人は、「申立人は社員ではなく嘱託で、歩合制の営業であった。私も勤務期間の当初は歩合制の営業で、その期間は厚生年金保険には加入していない。」と供述していることから、当該事業所では勤務している従業員のすべてについて、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間②について、昭和52年9月2日から53年1月25日までの期間において、申立人の株式会社Cに係る厚生年金保険の加入記録があるが、申立人は、当該事業所の元事業主の日誌に申立人の動静が記載されていないことをもって、当該期間に当該事業所に勤務していないことの証明となる旨主張しているが、前々回及び前回の調査において当該期間の雇用保険の加入記録も確認できていること等から、上記日誌の記載のみから、申立人の主張を肯定することはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A市のB事務所とA市C事務局の2箇所で間を空けずに臨時職員として勤務していた。健康保険証ももらっていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市D局E部F課は、「保管している人事記録カードから、申立人が昭和 36 年 3 月 10 日から同年 7 月 31 日まで、A市の臨時職員として勤務していたことが確認できる。」と回答していることから、申立人は、申立期間の一部についてA市役所の臨時職員として勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、A市C事務局で一緒に働いていた同僚の姓のみしか記憶していないため、当該同僚を特定することができず、申立人の申立期間に係る勤務実態について供述を得ることができない。

さらに、A市D局E部F課は、「昭和 37 年*月*日にA市共済組合が発足した際、職員になった日に遡^{そきゆう}及して加入させる取扱いをし、申立人は 36 年 8 月 1 日に加入していることから、申立期間については正職員ではなかったと判断される一方、厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる資料は保管されていない。」と回答しているため、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

加えて、オンライン記録において、申立期間当時、A市B事務局及びA市C事務局に関連する事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、A市関連の事業所が初めて厚生年金保険の適用を受けたのは昭和 43 年

9月1日であることが確認できる。

また、申立人は申立期間において、A市から健康保険証をもらっていた旨供述しているが、A市健康保険組合は、「申立期間当時、嘱託等の場合は健康保険のみに加入させていたことも考えられるが、当時の記録は保管されておらず、申立人が加入していたか否かについての確認はできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与からされていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで
② 昭和 54 年 7 月 1 日から 60 年 10 月 1 日まで

A株式会社にて代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間①について、実際には45万円の給料を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額が9万8,000円と低く改ざんされており、申立期間②については、昭和54年7月1日に被保険者資格を喪失しているため、未加入期間となっている。いずれの期間についても、厚生年金保険関係の事務手続に関与した記憶は無いので、申立期間①に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、自身が勤務していたA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が9万8,000円に改ざんされている旨主張している。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、代表取締役であった申立人は、当該期間に係る賃金台帳及び給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記被保険者名簿では、昭和48年9月1日以降の期間において申立人のほかに被保険者は確認できず、申立人自身も当該期間においては従業員を雇用せず、自分一人で仕事をしていた旨供述しており、同日以前に勤務していた元従業員に照会したが、申立人の報酬月額について確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

さらに、当該事業所を管轄していた社会保険事務所（当時）に照会したところ、当該社会保険事務所は、申立期間当時の資料はすべて廃棄済みであるため申立内容について確認できない旨回答している。

加えて、A株式会社に係る会社更生手続を行っていた当時の管財人は既に死亡しており、当時、同社に関与していたとしている弁護士事務所に照会しても、当時の記録はすべて廃棄しているため、申立内容について確認することができない。

申立期間②について、上記の被保険者名簿では、A株式会社は昭和54年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②において適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は当該事業所における厚生年金保険の資格喪失に係る事務手続に関与していなかった旨主張しているが、上記社会保険事務所に照会しても、A株式会社に係る全喪届は保管されておらず、上記のとおり、申立人は当時一人で仕事をしていた旨供述していることから、元従業員から申立人の主張を確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立期間②について、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書きでは、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除され、申立期間②について、申立人が厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①及び②については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月ごろから 34 年 4 月ごろまで

私は、昭和 32 年 3 月から 34 年 4 月まで A 株式会社に勤務し、主に B 百貨店への商品納品業務に就いていた。しかし、その期間の厚生年金保険の記録が無い。住込みであったし、同社に勤務していたことは間違いないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社の所在地及び同社の事業主名に関する記憶が、同社の法人登記簿の記載と一致することから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A 株式会社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、また、申立人は、「同事業所は事業主を含めても 3 人の小規模事業所であった。」と供述していることから、当該事業所は厚生年金保険の適用要件を満たしていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、元同僚の姓のみしか記憶していないため人物を特定できず、供述を得ることはできないため、申立人の A 株式会社における勤務実態について確認することができない。

さらに、申立期間当時の事業主は所在不明の上、A 株式会社は既に解散しているため、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は現存しておらず、申立期間において申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。